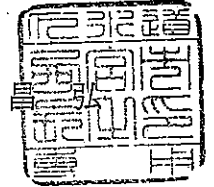


西下経発第70号  
平成25年 8月19日  
(2013年)

西宮市下水道事業運営審議会会長 様

西宮市長 河野



下水道使用料における基本水量制の見直しについて (諮問)

貴審議会に対し、下記のとおり諮問します。

記

諮問の趣旨

本市の下水道使用料体系は、現在、1ヶ月10m<sup>3</sup>の基本水量を付した基本使用料と従量使用料を組合せた基本水量付二部使用料制を採用しています。

基本水量を付した使用料体系、いわゆる基本水量制とは、基本水量の範囲内での使用に対して従量使用料を賦課せず、定額の基本使用料のみの負担とする使用料設定です。これは、下水道の普及を促進し、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図るとともに、生活用水に係る使用料を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものです。

近年、本市では、排水人口は増加しているものの、市民の節水意識の高まりや節水型水使用機器の普及等により、一戸あたりの使用水量が減少し、現在の基本水量内では下水道使用料が変わらないことに対する不公平感や、節水努力が報われないとの意見が寄せられています。

つきましては、より実態に即した使用料体系のあり方がもとめられていることから、「下水道使用料における基本水量制の見直し」についてご意見を賜りたく諮問します。

以 上